

令和2年 第4回高鍋町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和2年 4月27日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第1会議室
3. 出席委員 農業委員 6名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 大福 裕子 2番 幸妻 正浩 3番 森 清一
5番 宇治橋 俊美 7番 松崎 久範 会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 松井 正一郎 2番 永友 祥一 3番 山口 裕三
5番 永友 定己 6番 木浦 由子 7番 宮越 美秋
8番 橋口 卓史

4. 欠席委員 農業委員1名
6番 二宮 國光

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第18号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第8 議案第22号 非農地証明交付申請の承認について
- 第9 議案第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 兵藤 衣重 主査 佐野 由美

(開会13時58分)

[事務局]

それでは、ちょっと早いですけど、ただいまから、令和2年第4回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは、会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

それでは始めます。本日は、農業委員6名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

なお、欠席の二宮國光委員からは、欠席届が提出されております。

農地利用最適化推進委員は、7名全員が出席です。

これより議事に入ります。日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、7番松崎久範委員、1番大福裕子委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日4月27日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。4月の業務報告及び5月の業務計画について御説明いたします。資料の2ページをお開きください。主なもののみ御説明いたします。まず初めに、4月の業務報告についてでございます。

1日には辞令交付式があり、会長と事務局職員が出席しております。

昨年度お世話になりました松元主査が税務課に異動し、先ほどごあいさついたしました小澤宏之局長補佐が農業委員会へ参っております。

7日には農業者年金受給者協議会の監査及び役員会が開催されております。

15日に予定されておりました常設審議委員会は、書面審議となっております。

今月の総会関係でございますが、22日に現地調査、本日27日が総会となっております。

続きまして、5月の業務計画でございます。会議が予定されておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止、延期、又は書面審議となる可能性がございます。

第5回総会関係でございますが、現地調査を21日に行ない、総会は、感染症予防対策をしたうえで28日に行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

業務報告及び業務計画は、以上でございます。

3ページをお開きください。

県進達経過報告を申し上げます。

4条2件、5条1件、いずれも問題なく、4月7日付で許可となっております。

4ページをお開きください。

農地法第3条の3の規定による届出書については、御覧のとおりです。

1番につきましては、本日の議案第20号に関連しております。御確認ください。

続きまして、5ページです。

農地法第18条第6項の規定による通知については、御覧の2件です。

いずれも本日の議案第23号に関連しております。御確認をよろしくお願いいたします。以上です。

[議長]

ただいまの報告並びに2ページから5ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第18号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 令和2年4月6日 売渡しの申出です。

申し出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番 畑 2, 116㎡

2番 令和2年4月8日 貸渡しの申出です。

申し出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番* 畑 1, 238㎡ ほか1筆

3番 令和2年4月10日 売渡しの申出です。

申し出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番 田 1, 119㎡ ほか6筆

以上、この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し 申出 担当委員 3番 山口 裕三 推進委員

順番委員 8番 橋口 卓史 推進委員

2番 貸渡し 申出 担当委員 6番 木浦 由子 推進委員

順番委員 1番 松井 正一郎 推進委員

3番につきましては、あっせんの申し出のあった、農地の所在が2地区にまたがっていますので、それぞれの地区の担当委員2人をあっせん委員に指名いたします。

3番 売渡し 申出 担当委員 6番 木浦 由子 推進委員

担当委員 8番 橋口 卓史 推進委員

よろしくをお願いいたします。

日程番号5、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、14ページをお開きください。

議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 有償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

地目 田 面積 806㎡

譲受人 〇〇〇〇

譲渡人 〇〇〇〇

この件につきまして、宇治橋委員お願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。5番説明いたします。

これは、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転でございます。

申請地は、〇〇になります。10号線から入りますと〇〇がございしますが、踏切を渡ってすぐ、左へ50mくらい行ったところの海べたの道路下になります。

〇〇〇〇さんは、13から14年前からこの〇〇〇〇さんの畑を借りて、水稻を作っておられました。

16ページの図面を見てもらうと分かるんですが、この赤い印のところが〇〇〇〇さんの田んぼです。上が〇〇〇〇さんの田んぼなんです。これが〇〇〇〇〇さんとの境界の畔はなくなっており、1枚の田んぼとなっております。

併せて3反5畝くらいになるんじゃないかと思います。

この前、現地調査したところ、水稻がもう植わっております。

〇〇〇〇さんは、これからもその田んぼを作っていくということで、今は水稻、トマトを、今後も同様に経営をされるということで問題はないと思い

ます。

価格は、806㎡で〇〇〇〇円です。以上説明終わります。

[議長]

はい。推進委員から補足することがありましたらお願いします。
推進委員1番。

[1番]

はい、特にありません。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、15ページをお開きください。農地法3条調査書を付けております。
農地法3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は〇〇地区において、水稻、トマトを栽培しております。

今回の申請は、経営規模の拡大であり、申請地において水稻を栽培する予定であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程番号6、議案第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。17ページをお開きください。

議案第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」
です。

1番 農地の所在 大字○○字○○****番* 畑 759㎡

申請人 ○○○○

転用目的は、農業用倉庫、農機具置場、農作業場及び回転場です。

担当の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、7番。

[7番]

はい、7番、説明します。申請地は、○○線を西に向かうと、○○があります。そこから、西に300mほど行った海側に自宅があります。この自宅の北側と西側が申請地です。20ページを開いてもらうと分かるかと思います。

○○○○さんは、申請地の隣に娘夫婦が一般個人住宅を建てるということで、そこに置いてあった、農機具とか、農業用倉庫を移動することが必要になり、ここにパイプハウス車庫を造り、また倉庫を移されるということでした。

雨水は地下浸透で、現在はパイプハウスを設置して、一部を駐車場として使用されています。また始末書も添付されています。工事費は○○○○円で自己資金でやられるそうです。よろしく申し上げます。以上です。

[議長]

はい、事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は、周辺農地の広がりがある10ha以上の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、転用目的が農業用施設に該当する「農業用倉庫、農機具置場、農作業場及び回転場」であるため転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、2番。農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 819㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、貸家、駐車場、倉庫、車庫、庭、通路です。

担当代理の森委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、3番。

[3番]

説明いたします。申請の場所については、25ページを見ていただければ分かると思います。〇〇の北西約300メートルくらいのところにあります。現況は宅地になっておりますけども、登記は畑のままということです。御両親が亡くなったため、相続手続きを行おうとしたら、農地であったということが分かったということです。27ページを見ていただきますと、1番から5番まで番号が振ってあります。1番と2番は、現在建物が残っており、1番は母屋、今後は借家として使う。2番は両親の生前の物置、3番、4番、5番は、それぞれ車庫、倉庫、5番については、月決め駐車場として利用していきたいと考えておられるようです。

雨水は、西側の町道側溝に、また土地の周囲にブロックを設置して、土砂流出を防止しますという確約書、それに始末書が添付されております。なお工事

は、〇〇〇〇円自己資金が充てられるという予定です。審議よろしくお願ひします。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願ひします。

[事務局]

はい、申請地は、都市計画用途区域、第二種中高層住居専用地域にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程番号7、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願ひします。

[事務局]

はい。31ページをお開きください。

議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 495㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅です。

担当代理の松崎委員より御説明をお願ひいたします。

[議長]

はい、7番。

[7番]

はい。7番。説明します。申請地は、〇〇の南側道路のT字路を南に入り左カーブを過ぎたすぐ左側にあります。ここに一般個人住宅を建てられるということで、建物からの排水は公共下水道に、雨水については表面排水枥を設置のほか、道路側溝への自然流出による排水となっております。土地の境には、ブロック塀を設置して土砂、雨水の流出を防ぐということです。

土地代は〇〇〇〇、造成費は〇〇〇〇、建物の工事が〇〇〇〇、合計が〇〇〇〇円となっております。

〇〇の融資内定書と〇〇の同意書が提示されておりました。以上です。

[議長]

はい、事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は都市計画用途区域、第一種住居地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象となります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
現況地目 畑 101.88㎡ ほかに1筆

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅です。

担当代理の坂本会長より御説明をお願いいたします。

[議長]

8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。

41ページを御覧ください。場所は〇〇近くの〇〇の前の道路を挟んだ向かい側にあります。42ページ、43ページを見てもらうと分かりますが、奥の方に雑種地となっておりますが、現在は宅地となっております。

申請地周辺は、西側は雑種地、南側、東側は宅地、住宅が建っており、北側は水路です。申請地周囲には、ブロック塀を設け土砂流出を防ぎ、汚水は合併浄化槽を経て道路側溝に流し、雨水は雨水集積枡を作って道路側溝に流すということです。費用は、総額〇〇〇〇円です。融資証明もついております。以上です。

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、第一種低層住居専用地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象となります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 346㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅です。

担当代理の坂本会長より、御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。

46ページを御覧ください。〇〇の南側に当たります。申請地周辺は、北側に田、南側と西側には道路、東側は住宅となっており、申請地周囲にはブロック塀を設け土砂流出を防ぎ、雨水は道路側溝に接続して流し、雑排水は公共下水道に接続されるということです。費用は総額〇〇〇〇円です。融資証明が付いております。以上です。

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、第二種中高層住居専用地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象となります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 7.95㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、駐車場です。

担当代理の坂本会長より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。

52ページを御覧ください。3番の案件の田を挟んだ北側の三角の赤い印がしてある、7.95㎡です。ここは、〇〇の職員駐車場として現在使われておりますが、今回、隣地境界測量の結果、申請地部分が越境していることが判明し、ここに申請に及んだということです。申請地は現状のまま使用することと、周囲に影響がなく、また、始末書も提出されております。以上です。

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、第二種中高層住居専用地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象となります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

5番の1番、5番の2番の案件につきましては、取り下げの申し出がありましたので審議はいたしません。

日程番号8、議案第22号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

61ページをお開きください。

議案第22号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1, 424㎡

所有者 〇〇〇〇 ほか1名

非農地の事由は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためです。

担当代理の宇治橋委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。5番。

[5番]

はい。5番。説明いたします。持ち主は〇〇〇〇さんです。申請地は、〇〇になります。この町から駅通りを行きますと、〇〇がございます。そこの信号がありますが、そこを50mくらい行ったところから、左へ入って行ったところで、右側、本道から50mくらい入ったところで右側の敷地となります。周

りは住宅街で、10年前ほどから放棄され、65ページを見てもらうと、分かるかなと思うんですが、この鬱そうとした竹、ものすごい大きな竹が生えていて、この周りは住宅なんですけど、とてもこれを農地に復元するということは、とても困難だと判断しました。よって、ここは市街地でもあり、非農地としてもいいのではないかと思っております。以上。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号9、議案第23号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

利用権設定です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 848㎡ ほか4筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当の松井推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明します。申請人〇〇〇〇さんと農業振興公社との利用権設

定の新規案件です。場所は〇〇線を上がりまして、町境を左に行って〇〇の〇〇に向かった左方面、西側の農地です。現在は、甘藷の植え付け準備がされていきました。期間は5年、賃貸料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 881㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
担当の松井推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。先ほどの案件と同じように、〇〇〇〇さんと農業振興公社との間の利用権設定の新規案件です。場所は、先ほど説明した場所とほぼ同じような場所にありまして、期間は5年、賃料は〇〇〇〇円です。

[議長]

はい。3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 2,284㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当の松井推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

1 番。説明します。先ほど前件の 2 件の案件と同じく、〇〇〇〇さんと振興公社との間の利用権設定の新規案件です。以前は、相対で契約なさっていたようですが、今回振興公社を通した利用権設定を行うそうです。期間は 5 年、賃料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい、4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 5, 4 1 3 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当の木浦推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい、6 番説明します。この案件は、以前、去年だったかな、〇〇の〇〇からちょっと入ったところの〇〇〇〇さんの畑なんですけど、〇〇〇〇さんが借りて作ってると言っていたんですが、今度、社団法人を利用して新規の契約をしたいということで、5 年で契約をされるということで、賃料は〇〇〇〇円です。

[議長]

はい。5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 850㎡ ほか3筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当の木浦推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい、説明します。この案件は、〇〇の公民館の南側と、道を挟んだ西側の南側です。それで、それも見に行ったんですけど、きれいにロータリーがかけてありました。〇〇〇〇さんが借りるということで、それを社団法人を利用した、新規の契約をしたいということで、5年で、ここに書いてあるとおり、賃料は〇〇〇〇円です。お願いします。

[議長]

はい。6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 930㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当の木浦推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員 6 番]

はい。説明します。これもさっきの〇〇〇〇さんの畑の道路を挟んだ西側になるんですけど、これも岩のところはまだ草がちょっと生えてて、〇〇〇〇さんが借りて作るということで、社団法人を通じて、この畑はちょっと、あまり額が良くないかなんかで、無償でいいということで、〇〇〇〇君が借りるそうです。お願いします。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 9 4 6 m² ほか1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
担当の永友祥一推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、永友です。説明します。〇〇〇〇さんと県農業振興公社との新規の利用権設定です。今までも強化法で貸借されていましたが、期限が切れたままになっていまして、今回県農業振興公社を利用しての契約となります。申請地は〇〇公民館の西、約 3 0 0 m のところにある、〇〇の下の畑で、現在は何も作付されてませんでした。期間は 5 年、賃借料は 1 0 a 当り 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 274㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

なお、本件は未相続農地ですが、利用権の設定にあたっては、相続人の過半の同意を得ていることを申し添えます。

それでは、担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい、7番。説明します。〇〇〇〇さんと公益社団法人宮崎県農業振興公社との利用権貸借です。この件は2月の総会で、〇〇における、人・農地プランで耕作者が定まらず、保留となっていた分でございます。今回、耕作者が決まり、今日の案件となりました。申請地は、〇〇公民館から東へ400mほど行き、左へ10mほど行き、また右に農道があり、そこを100mほど行ったところに一旦間を挟んだ両サイドに申請地がございます。現状は、雑草が生えて管理されていませんが、今後は耕作出来るように管理していくということでした。期間は4年10か月で、賃借料はありません。なお、期間については、5年なんですけども、地域での取り組みを合わせるために4年10か月になりました。以上です。

[議長]

はい、9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2,507㎡

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

本件につきましても、未相続農地です。相続人の過半の同意を得ていることを申し添えます。

それでは、担当の山口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

3 番。山口説明します。○○のすぐ近くの畑で、甘藷を作付けする予定になっているようです。あの畑は今は耕作してないんですけども、ちゃんと耕運はしてあります。あと一ついいですか。

[議長]

はい。

[推進委員 3 番]

これ聞いてて、すごい不自然にみんな思わないですかね。これ説明している○○○○さんから利用権設定で公益社団法人について、だれに貸したかというのをまだ言わなくちゃいけないと思うんです。情報共用せないかんから。木浦さんひとつ例えば、これは○○○○さんが耕作する継続して、だからなんでこれ、だれが貸したのは分かるけど、借り手の情報をまったく言わないというのは、なんか意味があるんですか。

[事務局]

現状での御説明になるんですけど、以前、一回お諮りしたと思うんですけど、農地中間の案件が増えてまいりまして、説明を所有者から振興公社に貸す、ここの部分がいわゆる強化法を使った、貸借の部分になります。振興公社が耕作者に貸す、これは農地中間の推進に関する法律というもので、されている部分になりまして、農業委員会の総会にはかからない部分になります。耕作者の

ことを、情報共有ということで、しておくことの意義もよく分かるところなんです。ですが、すべて委員さんが、説明をしていると、ちょっと時間を取り過ぎてしまうのではないかという考えから、耕作者の説明は割愛してくださいというふうに一時期からお願いしているところではあります。ですが、今日の山口推進委員の提案を持って、今後は、やはり耕作者の情報についても、皆さんで共有すべきだ、した方がいいのではないかっていう皆さんの総意があれば、今後は、耕作者についても、説明をいただくというふうに切り替えるということも一案だと思います。

事務局からは以上です。

[議長]

あの今、山口推進委員からの指摘と、事務局から説明がありましたけども、農地中間管理としては、振興公社への貸出しですけど、相手方へが、どこに貸されたかというのが、やはり知りたいという意見もあるかと思imasので、ここで皆さんに、決をとりたいと思うんですけども、やはり、振興公社からどこに借りたかという情報だけをあげたほうがいいと思われる方の。

[5番]

ちょっといいですか。

[議長]

はい。

[5番]

前、農業委員がしよったつですよ。これを。あの時はやっぱ言いよったつですよ。相手方を。誰が中間事業を使って、だれさんが作って借りますということ、それは私も必要かなと、情報としては思います。

[議長]

皆さんが共有するという形で。

3番。

[3番]

今、宇治橋委員からも言われたんですが、簡単に、今後は、〇〇さんが耕作されます。その一言で十分足りるかなと思いますが、そういったことでどんなですか。

[議長]

今、森・宇治橋委員からも言われましたけども、振興公社を通して、貸し出すということですので、一応簡単に相手方だけかというだけを説明するだけで、皆さんどうでしょうか。意義ございませんか。それでは、振興公社からどこにだれが借りたかっていうことだけを一言、はいどうぞ。

[7番]

借りた人が本人の場合はどうなるんですか。私が借りた時には退席しなかったんですけど、ただ名前が出てこんとすることで、退席はなかったのかなと思うんですけど。

[議長]

今、松崎委員から指摘がありましたけど、本人から本人に貸し出すという中間もあります。その時は退席になります。ただ、今回は公益社団法人と契約して、あと公益社団法人はあと借り手との契約になるんですけども、みなさんどうでしょうか。やはりあの退席はみなさんの考えでこの場合は。ただ振興公社から借りてというのは、農業委員会には当たらないと思うんですけども。

[3番]

退席はしなくていいんじゃないか？と思いますが。利用権だけだから。

[2番]

例えば、みんなが中間管理機構に貸してみんながそれぞれも借りたら、みんなが退席しないといけなくなりますよ。そういうのを省くためにも退席しないでいいというのはどうでしょうか。

[議長]

今、幸妻委員が言われましたけど、幸妻委員の意見に賛成というか、その方向でいったらということで意義はないでしょうか。

整理します。農地中間をかけた案件について、本人から本人に中間管理に貸す場合には退席です。現状今までどおりで、公益社団法人から本人に貸す場合は、退席はしないということで。そういう方向で行きたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

農業委員の同意あり。

そういうふうこれからやっていきたいと思えます。

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

5番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

6番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

7番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

8番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定しました。

9番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定しました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和2年第4回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。
どうも御苦勞様でした。

(閉会 14時55分)